

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案等の概要」に関する意見公募の実施結果について

令和2年3月23日  
経済産業省 資源エネルギー庁  
省エネルギー・新エネルギー部  
新エネルギー課

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令等」の策定に向け、下記要領にてパブリックコメントを実施いたしました。御意見の概要及び御意見に対する考え方は別紙のとおりです。  
御協力ありがとうございました。

1. 実施期間等

(1) 意見募集期間

令和2年2月7日（金）～令和2年3月7日（土）

(2) 実施方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）ホームページ、経済産業省ホームページの掲載等により周知を図り、e-Gov、郵送、FAXにより御意見を募集。

2. 提出意見数

26件

3. 提出意見及び提出意見に対する考え方等

別紙のとおり

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案等の概要」に関する意見公募の実施結果について(別紙)

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
<b>1. 認定基準に関する御意見(①地域活用要件に関する全般的な御意見(施行時期を含む))</b>		
1	地域活用要件の設定に当たっては、事業のリードタイムを勘案し、経過措置を設定すべきである。特に、住宅や集合住宅の屋根に設置される太陽光発電設備については、2019年度認定申請期限に間に合わなかった案件であっても、既に着工済のものが相当数存在する。	事業用太陽光発電(10-50kW)に係る地域活用要件の施行時期について、2019年度の調達価格等算定委員会では、一定の経過措置の設定も検討されましたが、①リードタイムが短いこと、②仮に経過措置を認める場合には低圧分割による事業実施を誘導するおそれがあること、③2019年10月以降、調達価格等算定委員会において累次にわたり公開の場での検討が重ねられてきたことを踏まえ、「2020年4月以降の新規認定案件には地域活用要件を求める(2019年度の認定申請期限日後のFIT申請案件には、2020年度認定案件として地域活用要件を求める)」との意見が取りまとめられました。今般の取扱いは、この意見を尊重して決定しています。
2	小規模事業用太陽光発電における自家消費型の地域活用要件の施行時期について、2020年4月とすることを評価する。経過措置などは断じて設けるべきではない。それが蟻の一穴となり、せっかく自家消費要件を設定した意味がなくなってしまう。バイオマスや小型風力と同じ轍を踏んではならず、政府には過去の教訓も踏まえた対応を求めたい。	
3	小規模地熱発電設備、小水力発電設備、バイオマス発電設備の地域一体型の地域活用要件の施行時期を2022年4月とした上で、2020～21年度のFIT認定案件については、地域活用を推奨事項として位置付けるにとどめている点に反対する。これら電源についても、可能な限り早く地域活用要件を適用すべきであり、少なくとも2020～21年度は、条件付きのFIT認定を行い、事後的に要件確認を行うべきである。	小規模地熱発電・小水力発電・バイオマス発電に係る地域活用要件の施行時期について、2019年度の調達価格等算定委員会では、①リードタイムが長いこと、②地域一体型の地域活用要件の細部にまだ論点が残されている中で、仮に事後的に地域活用要件を具備することを条件に条件付きのFIT認定を行う場合、事業者の予見可能性を損なうおそれがあることを踏まえ、「2020年度・2021年度のFIT認定案件については、他電源と同様に、推奨事項として地域活用を求めるものと位置付けつつ、FIT認定の要件としての施行時期は2022年4月とする」との意見が取りまとめられました。今後、この意見を尊重し、地域一体型の地域活用要件の更なる検討を進めるとともに、適切な時期に施行する考えです。
4	今回の地域活用要件の設定に伴い、屋根貸しの複数太陽光発電設備設置事業の取扱いがどのように変わるのか、明確化されたい。	御意見を踏まえ、2020年度にFIT新規認定を受ける複数太陽光発電設備設置事業については、次のとおり、取扱いを明確化します。 まず、10kW未満の屋根置き太陽光発電設備を自ら所有していない複数の場所に設置し、当該太陽光発電設備を用いて発電した再生可能エネルギーを電気事業者に供給する事業のうち、当該事業に用いる太陽光発電設備の合計が、10-50kWとなるものを「第一種複数太陽光発電設備設置事業」、50kW以上となるものを「第二種複数太陽光発電設備設置事業」と定義します。その上で、第一種複数太陽光発電設備設置事業は、自家消費型の地域活用要件を設定し、10-50kWの調達価格等を適用します。また、第二種複数太陽光発電設備設置事業は、自家消費型の地域活用要件を設定せず、50-250kWの調達価格等を適用します。
<b>2. 認定基準に関する御意見(②事業用太陽光発電(10-50kW)に設定される地域活用要件に関するもの(自家消費等関係))</b>		
5	地域活用要件の設定は、太陽光発電の導入拡大や分散型エネルギー源の活用を阻害するものではないか。	再生可能エネルギーの大量導入のためには、再生可能エネルギーが長期安定的に活用されるものとして地域での社会的信用を勝ち得ていくことが必要不可欠です。特に小規模太陽光発電については、地域でのトラブル発生や、大規模設備を意図的に小さく分割することによる安全規制の適用逃れ、系統接続時の優遇措置の悪用などの指摘があり、地域での信用が揺らぎつつあります。地域活用要件の設定は、こうした点を踏まえ、地域社会に意義のあるものに重点化して、その導入拡大を図るものです。したがって、今般決定する取扱いは、再生可能エネルギー全体の社会的信用を高めることにより、全体として大量導入を実現していくものであり、太陽光発電の導入拡大や分散型エネルギー源の活用を阻害するものとの御指摘は当たりません。
6	地域活用要件が設定される場合、屋根に大きな空きスペースがある場合であっても、自家消費等比率を30%以上確保するために、太陽光パネルの設置量を抑制する必要がある。屋根を有効に活用し、太陽光発電の導入拡大を促進していく方針に反するのではないか。	事業用太陽光発電(10-50kW)に係る地域活用要件として設定される自家消費等比率について、2019年度の調達価格等算定委員会では、様々なヒアリングやモデル試算を検討した上で、設置の形態等にかかわらず、「①現時点では蓄電池コストが高い実態や、②屋根設置の太陽光発電事業は、当該建物内での事業形態に応じて様々な自家消費の在り方が想定され、運転期間中にも一定の上下動があり得ることから、住宅用太陽光発電における想定値を参考に、30%とする」との意見が取りまとめられました。今般の取扱いは、この意見を尊重して決定しています。
7	地域活用要件として設定される自家消費等比率30%を遵守しようとする場合、不必要に建物内での電力消費を行わなければならないことから、省エネルギーの推進に逆行するのではないか。省エネによる電力消費減に配慮した運用が必要ではないか。	今般の取扱いの制度趣旨は、自家消費型の事業実施により、①系統負荷の小さい形で事業運営がなされ、災害時に自立的に活用されることで、全体としてレジリエンス強化に資するとともに、②地域に密着した事業実施を行うことにより、地域において信頼を獲得し、長期安定的な事業運営に貢献する点にあります。御指摘の屋根の有効活用の観点や、再生エネ政策と省エネ政策の連携の観点は重要と考えておりますが、この制度趣旨を踏まえると、自家消費比率を引下げについては慎重な検討が必要と考えています。
8	集合住宅において自家消費等比率30%を達成することは、各戸間の電力融通などの技術が開発されなければ、事実上不可能である。集合住宅を含む住宅の屋根上に設置される太陽光発電設備については、自家消費等に関して適用除外や要件の緩和を行うべきではないか。	

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
9	<p>野立て型や屋根貸し型の太陽光発電においても、営農型太陽光発電と同様に、自家消費等を免除すべきである。小さな遊休地や建物の屋根の第三者活用は、発電事業への担い手を広げ、再エネを拡大することに貢献してきたものであり、これらを推進していた立場からはこの貢献への評価がないのは残念である。再エネの地域活用は自家消費だけではない。ポテンシャルの高い地域でできる限り発電し、系統に流れる電気の再エネ比率を増やし、ポテンシャルの少ない地域に送ることも、主力電源化への貢献であるとする。</p>	<p>我が国でもFIT制度の導入により、2012年に10%であった再エネ比率は17%まで拡大しました。再生可能エネルギーは、この7年間で約3倍に増加しており、この伸びは欧州や世界平均を大きく上回っています。こうした再生可能エネルギーの導入拡大は、再エネ賦課金を御負担いただいている電気の利用者や、多くの再エネ発電事業者等に支えていただいたものであると認識しています。</p> <p>その上で、今後再生可能エネルギーの大量導入のためには、再生可能エネルギーが長期安定的に活用されるものとして地域での社会的信用を勝ち得ていくことが必要不可欠です。特に小規模太陽光発電については、地域でのトラブル発生や、大規模設備を意図的に小さく分割することによる安全規制の適用逃れ、系統接続時の優遇措置の悪用などの指摘があり、地域での信用が揺らぎつつあります。地域活用要件の設定は、こうした点を踏まえ、地域社会に意義のあるものに重点化して、その導入拡大を図るものです。</p> <p>なお、御指摘の「屋根貸し型の太陽光発電」については、御意見4に対する御回答において、複数太陽光発電設備設置事業の取扱いを明確化したとおりです。</p>
10	<p>需要地における自家消費を進め、できる限り自家消費等比率を高めるべきとの方針を支持する。ドイツでは既にそうした制度が導入されており、我が国での導入が遅いくらいである。また、調達価格の設定時における自家消費等比率の想定値を50%とした点については一定の評価に値する。今後も定期的なレビューのもと、水準引上げに向けた見直しを行うことを期待する。運転開始後の自家消費等の継続を制度的に担保するため、自家消費等比率を満たし得ないと疑われる案件に対し、FIT認定取消しも含めた措置を講じる方針を支持する。</p>	<p>事業用太陽光発電(10-50kW)に係る地域活用要件として設定される自家消費等については、2019年度の調達価格等算定委員会では、①再エネ特指法に基づき効率的な事業実施を想定して調達価格を設定する必要があること、②自家消費を主とした事業実施を促進するため、売電電力量よりも自家消費量が多い姿を想定すべきであるといった意見を踏まえ、調達価格等の設定に当たって想定する自家消費等比率を「50%とする」とし、今後の動向を注視する」との意見が取りまとめられました。今般の取扱いは、この意見を尊重して決定しています。</p> <p>また、運転開始後の自家消費等の継続を制度的に担保するため、「買取電力量を確認し、制度上想定している自家消費比率を構造的に満たし得ないと疑われる案件については、当該再エネ発電事業の具体的な状況を確認した上で、必要と認められる場合にはFIT認定の取消し等の厳格な措置を講じる」との意見が取りまとめられました。今後、この意見を尊重して運用を進める考えです。</p>
11	<p>①自営線で当該太陽光発電設備の設置場所に隣接しない場所に供給された残余の再エネ電気や、②自己託送など、一般送配電事業者が維持運用する送配電網を活用し、当該太陽光発電設備の設置場所に隣接しない場所に供給された残余の再エネ電気を特定契約の相手方である電気事業者へ供給することは、地域活用要件における「余剰売電」に当たるのか。</p>	<p>事業用太陽光発電(10-50kW)に係る地域活用要件として設定される自家消費等については、(a)当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用される電気として供給された後の残余の再エネ電気を特定契約の相手方である電気事業者へ供給するものに加え、(b)電気事業法上の特定供給により供給された後の残余の再エネ電気を特定契約の相手方である電気事業者へ供給するものも含めることとしています。</p> <p>他方で、FIT制度の対象となる事業用太陽光発電(10-50kW)(低圧設備)が、自己託送制度を活用しつつ、その残余の再エネ電気を特定契約の相手方である電気事業者へ供給するためには、制度上の整理が必要となるものと認識しており、今般の取扱いでは対象としていません。</p>
12	<p>営農型太陽光発電は自家消費等が免除される理由が分からない。電気の消費者として、営農型太陽光発電は自家消費が免除され、そのせいで負担がまた上がるのは甘受できない。エネルギー分野以外の農林水産分野等の便益を重視するあまり、いたずらに例外的な認定案件が増加し、国民負担の増大に繋がる事態は防ぐべきであり、農地という特性を加味しつつ、一定の要件を設けるべきである。</p>	<p>営農型太陽光発電は、太陽光発電の導入ポテンシャルの拡大につながるのと同時に、営農と発電の両立を通じた地域活性化の効果もあるものと認識しています。</p> <p>地域活用要件の設定に当たっての営農型太陽光発電の取扱いについては、2019年度の調達価格等算定委員会において、「営農と発電の両立を通じて、エネルギー分野と農林水産分野での連携の効果も期待されるものである中で、一部の農地には近隣に電力需要が存在しない可能性もあることに鑑み、農林水産行政の分野における厳格な要件確認を条件に、自家消費を行わない案件であっても、災害時の活用が可能であれば、地域活用要件を満たすものとして認める」との意見が取りまとめられました。今回の取扱いは、この意見を尊重して決定しています。</p> <p>一方で、同委員会の委員からも、「エネルギー分野と他の行政分野の適切な役割分担の観点から、この営農型太陽光発電の取扱いを先例として、類似の案件について、他の行政分野での意義があるからといって、いたずらに地域活用要件における例外的な取扱いが拡大しないよう留意が必要」との意見があり、今後、こうした意見も踏まえて対応する考えです。</p>
13	<p>自家消費等が免除される営農型太陽光発電は、農地転用の一時許可期間が3年間であるものも含むのか。</p>	<p>地域活用要件のうち、自家消費等に関する認定基準を適用しない営農型太陽光発電は、「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」(平成30年5月15日付け農林水産省農村振興局長通知)の別表において、転用期間が「10年以内」とされている区分の要件を満たすものに限ることとしています。その上で、こうした要件を満たすものであっても、農業委員会の運用において、10年未満の農地転用の一時転用許可がなされる場合もあることから、農林水産省とも相談し、施行規則では、「農地転用の一時転用許可の期間が『3年を超える』営農型太陽光発電は、自家消費等に関する認定基準を適用しない」旨を規定することとします。</p> <p>なお、御指摘の「農地転用の一時許可期間が3年間であるもの」は、自家消費等に関する認定基準が適用されることとなります。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
<b>3. 認定基準に関する御意見(③事業用太陽光発電(10-50kW)に設定される地域活用要件に関するもの(災害時活用関係))</b>		
14	災害時活用の要件として、「災害その他の非常の場合に、当該太陽光発電設備において発電された再生可能エネルギー電気を一般の利用に供することができる構造であること」を求める省令案となっている。例えば、工場屋根に太陽光発電設備を設置する場合、工場の建物内に自立運転できるコンセントを設置するのみで、「一般の利用に供すること」に当たるのか。あるいは、工場と無関係の人でも利用できるようにしなければ、「一般の利用に供すること」に当たらないのか。	事業用太陽光発電(10-50kW)に地域活用要件を設定する趣旨の一つは、地域に密着した事業実施を行うことにより、地域において信頼を獲得し、長期安定的な事業運営に貢献する点にあります。この趣旨を踏まえると、災害時活用に関する「一般の利用に供すること」については、再エネ発電事業者の関係者だけでなく、広く地域の方の利用に供することが必要であると解されます。このため、例えば、①柵や塀の外側に給電用コンセントを入れた箱を設置し、災害時等には当該箱を開錠する、②建物の屋根に太陽光発電設備を設置する場合には、一階部分の道路等に面した外壁に給電用コンセントを設置する、などの方法をとっていただく必要があります。
15	災害時活用について、建物の屋根などの一般の者の立入りが困難な場所に再エネ発電設備を設置する場合には、どのように対応すればよいのか。また、FIT制度の認定基準に従って、再エネ発電設備の設置場所に一般の者が立ち入れないよう柵や塀を設置する場合、災害時活用はどのように行うのか。	
16	災害時活用について、自立運転モードへの切換えには、発電設備の設置場所でPCSの操作が必要となる機種が大半である。PCS等の操作に関する基準は設定しないのか。	事業用太陽光発電(10-50kW)に係る地域活用要件として設定される災害時活用の詳細は、事業計画策定ガイドラインにおいて定めます。再エネ発電事業者におかれては、法令やガイドライン等の規定の範囲内で、設置方法等について創意工夫をいただくことが可能です。
17	自立運転機能付きのPCSがあれば、コンセントの設置方法については、再エネ発電事業者の自主判断に委ねる形でよいのではないのか。	
18	災害時活用の要件として設定されている「災害その他の非常の場合に、当該太陽光発電設備において発電された再生可能エネルギー電気を一般の利用に供することができる構造であること」という要件については、10年間の農地転用の一時許可を受け得る営農型太陽光発電であっても、認定基準として求められるとの理解でよいか。	御理解のとおりです。
19	災害時活用が可能な再エネ発電設備が設置されており、災害時には、日中に携帯電話などの充電が可能となることについて、再エネ発電設備の設置場所の近隣住民に周知することも必要ではないのか。	御指摘の点については、今後の政策立案の参考とさせていただきます。
<b>4. 軽微な変更(変更認定事由)に関する御意見</b>		
20	自家消費等比率の変更が変更認定事由に追加されているが、当該比率は常に変動するものであるため、変更認定の対象とするのは合理的ではないのではないのか。	御指摘の点は、事業計画策定ガイドラインにおいて明確化しますが、事業用太陽光発電(10-50kW)に係る地域活用要件として設定される自家消費比率等は、年単位の数値を基準として、制度を運用する方向で検討を進めています。他方で、年単位の自家消費等比率を変更する場合には、軽微とはいえ再エネ発電事業計画の変更に当たることから、変更認定申請を求めるとします。
<b>5. 区分及び調達価格等に関する御意見(①電源横断的事項)</b>		
21	発電端コストだけでなく、ネットワークコストや調整コスト等を含めた使用端コストにおいて、他電源と遜色のない水準となるように調達価格を設定すべきである。	再生可能エネルギーを主力電源としていくためには、他の電源と比較して競争力ある水準までのコスト低減と自立化を図っていく必要がありますが、その際、御指摘の系統や調整力も含めたシステム全体の効率性(社会コストの最小化)といった視点も重要と考えています。こうした視点も踏まえつつ、再エネコストの低減の加速化を図るため、中長期的な価格目標の設定、入札制度の活用、FIT認定後長期間稼働していない高価格案件への厳格な措置、低コスト化に向けた研究開発などを進めていきます。
22	調達期間について、2017年4月の再エネ特措法施行規則改正以降、RPS法や余剰電力買取制度に基づく支援措置を伴う価格での買取りが行われた場合のみならず、FIT調達期間開始前の試運転期間に特定契約によらず売電を行った場合や無償引取りを受けた場合についても、当該供給期間がFIT調達期間から控除されるようにも解釈し得るところ、FIT調達期間開始前の特定契約によらない供給の期間(支援措置を伴う調達価格が適用されない供給期間)については、再エネ特措法施行規則改正以前と同様に、FIT調達期間から控除されないとの理解でよいか。	御理解のとおりです。調達期間は再エネ特措法第3条第5項に規定されているとおり、「当該再生可能エネルギー発電設備による再生可能エネルギー電気の供給の開始の時から、その供給の開始後最初に行われる再生可能エネルギー発電設備の重要な部分の更新の時までの標準的な期間を勘案して定める」ものです。
<b>6. 区分及び調達価格等に関する御意見(②太陽光発電関係)</b>		
23	住宅用太陽光発電の調達価格は、これまで毎年2円ずつ低下してきたが、2020年度は前年比3円減となり、低減幅はいきなり大幅である。このため、今後の太陽光発電の普及が鈍化するのではないかと危惧している。地球温暖化防止の観点からも、更に高い調達価格を設定すべきではないのか。	FIT制度における調達価格は、再エネ特措法第3条第4項において、再エネ電気の供給が効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用等を基礎として定めることとされています。2019年度の調達価格等算定委員会では、FIT制度の定期報告に基づくコストデータを分析した上で、2020年度の住宅用太陽光発電(10kW未満)の調達価格を21円とする意見が取りまとめられました。今般の取扱いは、この意見を尊重して決定しています。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
24	翌年度の住宅用太陽光発電の調達価格は、電力会社への接続契約申込期限日以前に発表するべきではないか。経済的な見通しが不明確なままでの新規受注は事実上不可能であるため、再生可能エネルギーの普及スピードを遅らせてしまっている。	再エネ特措法第3条第1項において、経済産業大臣は、毎年度、「当該年度の開始前に」調達価格を定めることが原則とされており、今後も引き続き、法令に則って適切な時期に調達価格の決定を行ってまいります。
25	地域活用要件を満たさない10-50kWの事業用太陽光発電であって、2020年度に新規認定を受けようとする案件についても、せめて12円で買い取ってもらえないか。特に、20kW程度の設備を屋根に設置できる集合住宅では、30%の自家消費等が難しいと考えられる。	事業用太陽光発電(10-50kW)については、自家消費型の事業実施により、①系統負荷の小さい形で事業運営がなされ、災害時に自立的に活用されることで、全体としてレジリエンス強化に資するとともに、②地域に密着した事業実施を行うことにより、地域において信頼を獲得し、長期安定的な事業運営に貢献することを促していくことが重要です。こうした点を踏まえ、2019年度の調達価格等算定委員会では、2020年度の事業用太陽光発電(10-50kW)について、自家消費型の地域活用要件を設定した上で、当該地域活用要件を考慮した調達価格13円を適用する旨の意見が取りまとめられています。今般の取扱いは、この意見を尊重して決定しています。
26	農業を生業としながら太陽光発電事業を実施しているが、10-50kWの調達価格13円は安すぎる。	FIT制度における調達価格は、再エネ特措法第3条第4項において、再エネ電気の供給が効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用等を基礎として定めることとされています。2019年度の調達価格等算定委員会では、FIT制度の定期報告に基づくコストデータを分析した上で、2020年度の事業用太陽光発電(10-50kW)の調達価格を13円とする意見が取りまとめられました。今般の取扱いは、この意見を尊重して決定しています。今後も引き続き、トップランナー方式による調達価格の低減、競争を通じてコスト低減を図る入札制度の徹底活用等を進め、価格目標の実現を目指していきます。
27	10-50kWの事業用太陽光発電の調達価格について、2025年の買取目標として提示されている7円に向けて着実に買取価格を引き下げる方向にある点は評価できる。しかしながら、国民負担の増大を踏まえれば、国内はもとより国際的に見ても価格水準が妥当な経済合理性の高い設備の導入に誘導されるよう、規模を問わず、引き続き水準を不断に見直し、更なる引下げを行うべきである。	2020年度の新規認定される事業用太陽光発電に適用される調達価格は、営農型太陽光発電であるかを問わず、10-50kWは13円、50-250kWは12円、250kW以上は入札により決定することとしています。
28	営農型太陽光発電の2020年度の調達価格はいくらか。	2020年度の新規認定される事業用太陽光発電に適用される調達価格は、営農型太陽光発電であるかを問わず、10-50kWは13円、50-250kWは12円、250kW以上は入札により決定することとしています。
29	営農型太陽光発電が野立て型設備より設置コストが高いことは周知の事実であり、野立て型設備が大半のコストデータを用いて営農型太陽光発電に適用される調達価格を決定することは不適切である。営農型太陽光発電の区分を設定した上で、営農型太陽光発電のコストデータのみを使用して、調達価格の設定をすべきではないか。	営農型太陽光発電は、太陽光発電の導入ポテンシャルの拡大につながるのと同時に、営農と発電の両立を通じた地域活性化の効果もあるものと認識しています。一方で、FIT制度に伴う国民負担が年間2兆円を超えている中で、再生可能エネルギーの主力電源化に向けて国民負担の抑制が待ったなしの課題となっています。こうした中、コストの高い案件に配慮し、区分を細分化することについては、細分化すればするほど、買取費用の総額が上がり、国民負担が増大する傾向にある点に留意が必要です。したがって、なるべく区分を大括り化した上で、その区分の中で、より効率的な案件からの導入を促し、国民負担を抑制しつつ、再エネの最大限の導入を進めることが重要と考えています。2019年度の調達価格等算定委員会では、FIT制度の定期報告に基づくコストデータを分析した上で、営農型太陽光発電かどうかにかかわらず、2020年度の事業用太陽光発電(10-50kW)の調達価格を13円とする意見が取りまとめられました。今般の取扱いは、この意見を尊重して決定しています。なお、農業政策上の便益については、現時点で定量的に算定することが難しいと考えていますが、いただいた御意見は今後の政策立案の参考とさせていただきます。
30	営農型太陽光発電には、自家消費等に関する地域活用要件の適用除外が設定されていることから、適用される調達価格は、自家消費等の便益の考慮せずに設定すべきではないか。	出力の変動する再生可能エネルギーの更なる導入を図るためには、蓄電池の活用促進は重要であると考えています。一方で、FIT制度に伴う国民負担が年間2兆円を超えている中で、再生可能エネルギーの主力電源化に向けて国民負担の抑制が待ったなしの課題となっています。こうした中、コストの高い案件に配慮し、区分を細分化することについては、細分化すればするほど、買取費用の総額が上がり、国民負担が増大する傾向にある点に留意が必要です。したがって、なるべく区分を大括り化した上で、その区分の中で、より効率的な案件からの導入を促し、国民負担を抑制しつつ、再エネの最大限の導入を進めることが重要と考えています。2019年度の調達価格等算定委員会では、FIT制度の定期報告に基づくコストデータを分析した上で、蓄電池を併設するものであるかかどうにかかわらず、2020年度の事業用太陽光発電(10-50kW)の調達価格を13円などとする意見が取りまとめられました。今般の取扱いは、この意見を尊重して決定しています。
31	営農型太陽光発電の調達価格について、自家消費等ができないから13円より高くすべきとの主張が見られるが、厳密に調達価格を算定せよということであれば、むしろ、農業政策上の便益も算定根拠に織り込んだ上で、調達価格を13円よりも引き下げるべきではないか。	再生可能エネルギーの中でも太陽光発電は、天候等に左右され、安定的な電力供給という点に欠けるため、調達価格が抑えられているのは理解できる。しかし、太陽光発電設備は導入が容易というメリットも大きいため、例えば蓄電池を併設して電力制御が容易な場合は、調達価格を積み増すといった施策を検討してはどうか。
32	再生可能エネルギーの中でも太陽光発電は、天候等に左右され、安定的な電力供給という点に欠けるため、調達価格が抑えられているのは理解できる。しかし、太陽光発電設備は導入が容易というメリットも大きいため、例えば蓄電池を併設して電力制御が容易な場合は、調達価格を積み増すといった施策を検討してはどうか。	出力の変動する再生可能エネルギーの更なる導入を図るためには、蓄電池の活用促進は重要であると考えています。一方で、FIT制度に伴う国民負担が年間2兆円を超えている中で、再生可能エネルギーの主力電源化に向けて国民負担の抑制が待ったなしの課題となっています。こうした中、コストの高い案件に配慮し、区分を細分化することについては、細分化すればするほど、買取費用の総額が上がり、国民負担が増大する傾向にある点に留意が必要です。したがって、なるべく区分を大括り化した上で、その区分の中で、より効率的な案件からの導入を促し、国民負担を抑制しつつ、再エネの最大限の導入を進めることが重要と考えています。2019年度の調達価格等算定委員会では、FIT制度の定期報告に基づくコストデータを分析した上で、蓄電池を併設するものであるかかどうにかかわらず、2020年度の事業用太陽光発電(10-50kW)の調達価格を13円などとする意見が取りまとめられました。今般の取扱いは、この意見を尊重して決定しています。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
7. 区分及び調達価格等に関する御意見(③バイオマス発電)		
33	バイオマス発電における新規燃料の取扱いについて、安易にFIT制度の対象とすることに強く反対する。今般、新規燃料の取扱いについて、食料競合への懸念およびライフサイクルGHG排出量を含めた持続可能性基準を満たしたものに限る方針を理解する。認定基準は、制度の目的を十分に考慮したうえで厳格に定義されるべきである。ライフサイクルGHG排出量の確認にあたっては、新規燃料のみならず、既に取り取り対象となっている燃料も対象とすべきである。	バイオマス発電の新規燃料の取扱いについて、2019年度の調達価格等算定委員会では、バイオマス持続可能性WGの中間整理も踏まえつつ、食料競合やライフサイクルGHG排出量などについて検討を行い、「食料競合については、本委員会とは別の場において専門的・技術的な検討を行った上で、その判断のための基準を策定し、当該基準に照らして、食料競合への懸念が認められる燃料については、そのおそれがないことが確認されるまでの間は、FIT制度の対象としない。食料競合への懸念が認められない燃料については、ライフサイクルGHG排出量の論点を本委員会とは別の場において専門的・技術的な検討を継続した上で、ライフサイクルGHG排出量を含めた持続可能性基準を満たしたものは、FIT制度の対象とする。なお、既に取り取りの対象となっている燃料についても、本委員会とは別の場において、ライフサイクルGHG排出量の論点について専門的・技術的な検討を行う。」とする意見が取りまとめられました。今後、この意見を尊重して検討を進める考えです。
34	現行のバイオマス発電の区分は、どのようなバイオマス技術・燃料がどの区分に当たるのか不明確である。バイオマス発電事業者の混乱を惹起し、バイオマス発電事業の発展が入口から阻害されてしまうおそれがあると考え。より明確な規定に修正いただきたい。	御指摘の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、現行の区分については、調達価格等算定委員会の公開の場で、具体的な燃料を念頭に置きながら行った審議を経て決定しているものであり、どのバイオマス技術・燃料がどの区分に当たるか、一定程度明確化が図られていると考えます。今後とも、法令における区分の規定等のみならず、FIT制度のパンフレット等において各区分の具体例をお示しするなど、明確な制度運営に留意していく考えです。
35	メタン発酵バイオガス発電は、高い追従性を有し、調整電源として使用できるだけでなく、蓄電池と併用することでブラックスタート可能な電源である。こうした特性を踏まえれば、メタン発酵バイオガス発電には、個別の区分を設定した上で、その優位性を踏まえた支援措置がなされるべきではないか。	御指摘の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、メタン発酵バイオガス発電(主産物・副産物を原料とするものを除く。)には、39円の調達価格が設定されています。
36	稲わらや麦わらを用いたメタン発酵バイオガス発電はどの区分で取り扱われるのか。	稲わらや麦わらなど、主産物・副産物を原料とするメタン発酵バイオガス発電の取扱いについては、2019年度の調達価格等算定委員会でも取りまとめられた意見を尊重し、一般木材等バイオマス発電の区分において取り扱うこととします。その上で、新規燃料の取扱いに従って、買取対象かどうか判断されることとなります。
37	稲わら・麦わらを活用したメタン発酵バイオガス技術は、初期導入段階では高コストにならざるを得ないが、諸外国の事例を踏まえても、将来的には既存の固形燃料バイオマス技術以上の価格低下が実現可能な発展性のある技術である。しかしながら、今回の改正案では、既存技術と同様の区分となったため、コストに見合わず事実上導入ができないことから、将来の技術発展の機会逸失と日本の電力システムにおけるインベーション阻害が懸念される。また、調達価格等算定委員会では、麦わら・稲わらは直接燃料が可能であるとの見解が示されたが、実際には、燃焼炉の中で燃焼阻害物質を焼成し、事実上燃焼用原料としては使えない。メタン発酵バイオガス発電の取扱いについて、どのような議論を経て決定に至ったのか明らかにされたい。	稲わらや麦わらなど、主産物・副産物を原料とするメタン発酵バイオガス発電の取扱いについて、2019年度の調達価格等算定委員会では、事業者から提出されたコストデータを検討した上で、①直接燃焼が可能な原料をガス化することで追加的なコストが生じるからといって、そのように作られた電気を高い調達価格で買い取ることは、社会的なトータルコストの観点から経済合理的とは言えず、②再エネ特措法上、調達価格の設定は、再エネ電気の供給が「効率的に」実施される場合に通常要する費用等を基礎とすることとされている中では、少なくとも、直接燃焼で実施する場合と同程度に効率的な事業に限って支援を行うことが適切と考えられるといった点を踏まえ、「一般木材等バイオマス発電の区分において取り扱う」とする意見が取りまとめられました。今般の取扱いは、この意見を尊重して決定しています。なお、海外では麦わら・稲わら等をペレット化した上で直接燃焼している事例があるものと承知しており、「事実上燃焼用原料として使えない」との御指摘は当たらないものと考えています。
38	日本国内において、これまで、稲わら・麦わらは、直接燃焼のバイオマス発電の燃料としてほとんど活用されていない。このような状況下で、調達価格等算定委員会においては、稲わら・麦わらを活用したメタン発酵バイオガス発電技術に対し「直接燃焼が可能な原料をガス化することで生じた追加的なコストを高い調達価格で買い取ることは、社会的なトータルコストの観点から経済合理的とは言えない」と断定し、メタン発酵が固形物の直接燃焼とは異なった技術プロセスであることも考慮せずに、一般木材等バイオマス発電と同等に分類することとした。これは、公正かつ十分な審議を欠いており、将来性あるエネルギー源としての稲わら・麦わらの利活用の道を閉ざすことになる。区分の再検討をされたい。	情報提供をいただいた事業者との個別のやり取りの詳細をお答えすることは差し控えますが、御指摘の「売電価格39円の場合の想定IRR 10%」との記載については、実際に公表する表の形式において、事前に情報提供をいただいた事業者へ公表への同意を得たものです。
39	主産物・副産物を原料とするメタン発酵バイオガス発電の取扱いについて、根拠とされている調達価格等算定委員会の意見に記載されているコストデータ(事業計画B)は弊社が提出したものとと思われる。このうちの「売電価格39円の場合の想定IRR 10%」との記載は、資源エネルギー庁からの「売電価格39円の場合の想定IRRを御回答ください」との依頼に基づき弊社から回答したものであると考えられる。しかしながら、弊社は、39円未満の調達価格での事業実施も可能である旨も資源エネルギー庁に伝えていた。その旨を省き、売電価格39円の場合のみの想定IRRを記載することは、新技術や新燃料への誤解と印象操作を招きかねないものではないか。	主産物・副産物を原料とするメタン発酵バイオガス発電の取扱いについて、2019年度の調達価格等算定委員会では、主産物・副産物の双方について事業者から提出されたコストデータを検討した上で、①直接燃焼が可能な原料をガス化することで追加的なコストが生じるからといって、そのように作られた電気を高い調達価格で買い取ることは、社会的なトータルコストの観点から経済合理的とは言えず、②再エネ特措法上、調達価格の設定は、再エネ電気の供給が「効率的に」実施される場合に通常要する費用等を基礎とすることとされている中では、少なくとも、直接燃焼で実施する場合と同程度に効率的な事業に限って支援を行うことが適切と考えられるといった点を踏まえ、主産物・副産物のいずれにかかわらず、「一般木材等バイオマス発電の区分において取り扱う」とする意見が取りまとめられました。今般の取扱いは、この意見を尊重して決定しています。
40	メタン発酵バイオガス発電について、主産物を用いる場合と副産物を用いる場合で、燃料特性が大きく異なる。より環境や食料への影響が少ない副産物を用いる場合は、主産物を用いるものより優遇的な支援措置が講じられるべきと考えるが、FIT制度上はどのように取り扱われるのか。	主産物・副産物を原料とするメタン発酵バイオガス発電の取扱いについて、2019年度の調達価格等算定委員会では、主産物・副産物の双方について事業者から提出されたコストデータを検討した上で、①直接燃焼が可能な原料をガス化することで追加的なコストが生じるからといって、そのように作られた電気を高い調達価格で買い取ることは、社会的なトータルコストの観点から経済合理的とは言えず、②再エネ特措法上、調達価格の設定は、再エネ電気の供給が「効率的に」実施される場合に通常要する費用等を基礎とすることとされている中では、少なくとも、直接燃焼で実施する場合と同程度に効率的な事業に限って支援を行うことが適切と考えられるといった点を踏まえ、主産物・副産物のいずれにかかわらず、「一般木材等バイオマス発電の区分において取り扱う」とする意見が取りまとめられました。今般の取扱いは、この意見を尊重して決定しています。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
<b>8. 入札対象範囲に関する御意見</b>		
41	入札制度におけるコスト低減効果を確認した上で、事業用太陽光発電の入札範囲を2020年度は「250kW以上」へ拡大し、今後も段階的に対象範囲を拡大する方針が示されたことを評価する。今後速やかに「100kW以上」への対象拡大を検討すべきである。	事業用太陽光発電の入札対象範囲について、2019年度の調達価格等算定委員会では、海外の制度動向、国内のコスト動向、FIT認定量・導入量及び2019年度の入札結果を検討した上で、引き続きコスト低減の加速化を図るため、入札対象範囲を可能な限り拡大していくことが重要であるとして、「将来の入札対象範囲の更なる拡大を見据えながら、地域活用要件の内容や適用範囲との関係も踏まえつつ、2020年度の事業用太陽光発電の入札対象範囲は、『250kW以上』とする」との意見が取りまとめられました。今般の取扱いは、この意見を尊重して決定しています。入札対象範囲や入札の実施方法については、今後も、入札結果を踏まえて調達価格等算定委員会において検証を行った上で、適切な見直しを行っていく考えです。
42	着床式洋上風力発電について、2020年度より入札制に移行する点を評価する。陸上風力発電についても、洋上風力発電同様、早期に入札制を導入し、事業者間の競争を通じた、経済効率的な案件の導入を促進すべきである。	着床式洋上風力発電について、2019年度の調達価格等算定委員会では、再エネ海域利用法の施行等に伴う競争環境の成立、再エネ海域利用法の適用案件と適用外案件の関係及び海外の制度動向を検討した上で、引き続きコスト低減の加速化を図るため、入札対象範囲を可能な限り拡大していくことが重要であるとして、「2020年度の着床式洋上風力発電については、入札制に移行する」との意見が取りまとめられました。今般の取扱いは、この意見を尊重して決定しています。入札対象範囲や入札の実施方法については、今後も、入札結果を踏まえて調達価格等算定委員会において検証を行った上で、適切な見直しを行っていく考えです。
43	洋上風力発電設備(着床式)を入札対象に加えるとされているが、本改正において新たに入札の対象となる風力発電設備は、再エネ海域利用法適用外の洋上風力発電設備(着床式)のみとの理解でよいか。その旨を明記いただきたい。	御理解のとおりです。入札対象区分等を指定する告示等においては、この点も明示的に規定します。
44	バイオマス発電には様々な技術方式がある中で、入札制を導入すると、技術方式の確立した既存技術しか落札することができず、新技術の芽を摘むことになるのではないかと懸念される。	FIT制度に伴う国民負担が年間2兆円を超えている中で、再生可能エネルギーの主力電源化に向けて国民負担の抑制が待たなしの課題となっています。こうした中で、競争環境の成立している電源については、事業者間の競争を通じてコスト低減を図る入札制度の徹底活用等を進めることが重要と考えています。なお、バイオマス発電の新技術等を用いた新たな活用モデルについては、地域で自立したバイオマスエネルギーの活用モデルを確立するための実証事業等により、支援を行っているところです。
<b>9. 入札実施指針に関する御意見(①入札量関係)</b>		
45	風力発電設備(第1回)の入札量は120MWとされているが、当該入札の対象は再エネ海域利用法適用外の洋上風力発電設備(着床式)のみとの理解でよいか。その旨を明記いただきたい。	御理解のとおりです。入札実施指針等においては、この点も明示的に規定します。
46	風力発電設備(第1回)の入札量は、抑制的な数値に思える。調達価格等算定委員会では、直近6年間の最大認定容量ではなく、平均年間認定容量を踏まえて120MWと設定されているが、根拠に乏しい。足下での着床式洋上風力発電1案件当たりの計画規模は大きく拡大しているところ、120MWの入札量では、計画している一つの案件全体が落札できないことが懸念される。野心的な入札量を設定し、スケールメリットを活かせる計画が意欲的に入札に参加できる規模にしておくことは、潜在している有望な計画を開発する推進力になるのみならず、導入コスト低減にも資する。洋上風力発電の導入拡大の観点から、入札量の見直しを検討されたい。	着床式洋上風力発電の入札量について、2019年度の調達価格等算定委員会では、FIT認定量等を分析し、直近6年間の平均年間認定容量等を参考とし、「120MWとする」との意見が取りまとめられました。今般の取扱いは、この意見を尊重して決定しています。入札対象範囲や入札の実施方法については、今後も、入札結果を踏まえて調達価格等算定委員会において検証を行った上で、適切な見直しを行っていく考えです。
47	バイオマス発電設備(第3回)の入札量の拡大を希望する。昨今、バイオマス発電設備についてはプロジェクトの大型化が進んでいるため、120MWの入札量では、落札可能業者は多くても1~2社にとどまると考えられる。入札参加には費用を含め相応な準備が必要となるため、そのような状況下では積極的な参加が難しい。事業者間の競争促進のためにも入札量の拡大を希望する。	バイオマス発電の入札量について、2019年度の調達価格等算定委員会では、FIT認定量等を分析し、2018年度までにFIT認定を受けた全てのバイオマス専焼案件の最大出力を踏まえ、「120MWとする」との意見が取りまとめられました。今般の取扱いは、この意見を尊重して決定しています。入札対象範囲や入札の実施方法については、今後も、入札結果を踏まえて調達価格等算定委員会において検証を行った上で、適切な見直しを行っていく考えです。
<b>10. 入札実施指針に関する御意見(②上限価格関係)</b>		
48	入札の実施に当たっては、上限価格を非公表とする点を評価する。上限価格を公表した場合、仮に応札者が増加する局面であったとしても、入札金額が上限価格周辺に張り付いてしまい、価格低減効果を弱めるおそれがある。毎年度の入札結果は事後的に公表されており、事業者はこの情報から次回入札に関する上限価格等の予測が立てられる筈であることから、上限価格を非公表としても、入札参加の障壁は相当程度排除できると考えられる。	上限価格の取扱いについて、2019年度の調達価格等算定委員会では、公表する場合と非公表とする場合のメリットとデメリットを検討し、2019年度の入札結果等を踏まえ、「上限価格への張り付きを防止するため、いずれの電源・入札回についても、上限価格を非公表として実施する」との意見が取りまとめられました。今般の取扱いは、この意見を尊重して決定しています。なお、再エネ海域利用法においては、法律の施行後2年を経過した日又は最初に経済産業大臣が選定事業者の調達価格を公表した日のいずれか早い日までは、上限価格を公表することとされていますが、再エネ特措法における入札の上限価格を公表するかどうかは調達価格等算定委員会の意見を尊重して決定しているものであり、両者には牽連性がないものと考えています。入札対象範囲や入札の実施方法については、今後も、入札結果を踏まえて調達価格等算定委員会において検証を行った上で、適切な見直しを行っていく考えです。
49	洋上風力発電の上限価格については、再エネ海域利用法に基づく公募では少なくとも導入初期は上限価格が公表されることになっており、足並みを揃えてFIT入札でも上限価格は毎度公表すべきである。非公表とすることはメリットよりもデメリットが大きい一方、上限価格公表により上限価格への張り付きは必ずしも生じないと考える。	洋上風力発電の上限価格については、再エネ海域利用法に基づく公募では少なくとも導入初期は上限価格が公表されることになっており、足並みを揃えてFIT入札でも上限価格は毎度公表すべきである。非公表とすることはメリットよりもデメリットが大きい一方、上限価格公表により上限価格への張り付きは必ずしも生じないと考える。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
<b>11. 入札実施指針に関する御意見(③調達期間(運転開始期限)関係)</b>		
50	入札対象区分に係る調達期間のうち、運転開始期限日に係る規定について、「環境影響評価を行っていた場合」を明確に定義されたい。	御指摘の「環境影響評価を行っていた場合」については、「FIT認定申請時に、環境影響評価法第2条第4項に規定する対象事業に係る環境影響評価について、環境影響評価方法書に関する手続を開始している場合」を指します。
51	入札対象区分に係る調達期間のうち、太陽光発電設備の運転開始期限日に係る規定について、環境影響評価法に基づく環境影響アセスメント対象案件の運転開始期限は5年に延長するとされているが、引き続き個別の事情は考慮されないものと思われる。環境アセスメント対象の案件は、厳しい環境保全措置が講じられる可能性があり、加えて地方自治体による太陽光発電に関する条例の新設・改正が増えてきていることから、運転開始期限の運用に当たっては、系統事由・環境保全措置・他法令等、個別の事情も考慮すべきではないか。	入札対象区分に係る環境アセスメント対象案件の運転開始期限についても、入札対象範囲外の案件と同様、公平性の観点から、御指摘のように様々な個別事情を考慮することは適切ではないと考えています。 なお、運転開始期限については、2018年1月24日の第2回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会において、環境アセスメントに要する期間等を考慮し、今後も適宜見直しを行っていくべきとの方向性が示されました。こうした議論を踏まえ、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図る観点から、不断の見直しを行ってまいります。
52	入札対象区分に係る調達期間のうち、風力発電設備の運転開始期限日に係る規定について、環境影響評価を行っていた場合は8年とされているが、系統連系のための電力負担金工事の期間が長期にわたる場合があることも踏まえ、環境影響評価だけでなく電力負担金工事期間にも配慮した調達期間を設定されたい。	
53	本改正案で示されているFIT入札における洋上風力発電設備の運転開始期限の起算日は「認定を受けた日」となっているが、調達価格等算定委員会意見で示された再エネ海域利用法の公募における洋上風力発電設備の運転開始期限の起算日は「選定の日」となっている。この相違について、どのように解せばよいか。	再エネ海域利用法の公募占用指針については、現時点で検討中であるため、お答えは差し控えます。 なお、第55回調達価格等算定委員会における長崎県五島市沖に係る公募占用指針の審議において、公募の参加者が自ら設定する事業開始を「選定日から」8年を上限とする方向が取りまとまっていますが、起算日を選定日としているのは、再エネ海域利用法では、事業者選定からFIT認定取得期限日までの間を最大1年6ヶ月と想定しており、FIT制度での落札者決定からFIT認定取得期限日までの期間よりも長期間となることを踏まえたものと承知しています。
54	入札参加資格の審査申請の際に環境影響評価の実施が求められるとすれば、再エネ発電事業者は環境アセスメントの実施に相当の先行投資を求められることになり、環境アセスメント対象案件の入札参加が著しく妨げられることになるのではないかと懸念もあられる。また、環境アセスメントを実施する中で、個別案件の規模等が公開されるため、公正な入札実施への懸念もある。このため、例えば、入札参加資格の審査時には、具体的な手続開始を要件とせず(または、環境影響に関する初期的検討を行ったことを示す文書の提出のみを求め)、FIT認定から一定期間後までに、国等との具体的協議を開始していることを示す文書の提出を求めるなどの方法をとってはどうか。	FIT制度の入札参加資格として、「再生可能エネルギー発電事業を円滑かつ確実に実施するために必要な関係法令(条例を含む。)の規定を遵守するものであること」を求めています。その具体的な解釈として、入札参加資格の審査申請の際に求める具体的な書類等については、いただいた御意見を踏まえて検討させていただきます。
<b>12. 入札実施指針に関する御意見(④その他)</b>		
55	2020年度において、太陽光2回、洋上風力1回、バイオマス1回の入札がそれぞれ予定どおり行われることを期待する。2019年度に実施された太陽光の入札では、相当程度コスト低減効果が確認された。入札がコスト低減効果をもたらす可能性が高い中で、入札の実施回数を減らすことは、国民負担抑制の貴重な機会を逸失することになりかねない。	2020年度の入札実施スケジュールについて、2019年度の調達価格等算定委員会では、「2019年度と同様、太陽光発電は年度の上期と下期にそれぞれ1回(第6回・第7回)、洋上風力発電は年度の下期に1回(第1回)、バイオマス発電は年度の下期に1回(第3回)の入札を実施」との意見が取りまとめられました。今般の取扱いは、この意見を尊重して決定しています。決定したスケジュールに従って入札を実施すべく、制度の執行に努めてまいります。
56	応札後に辞退があった場合の取扱いについて、辞退した回の入札価格、過去の入札で辞退した理由、および、落札価格を公表することとされているが、正当な理由なく再入札しての事案に対してはより厳しい措置を検討されたい。国民負担の抑制が喫緊の課題である中、合理的理由を欠いた再入札が行われ、結果的に国民負担の過剰な増大を招く事態は是が非でも避けるべきである。	入札において応札後に辞退があった場合の取扱いについて、2019年度の調達価格等算定委員会では、これまでに発生した事例を検討した上で、再エネ発電事業者に超過利潤が生じ、国民負担の単純増大を招くことを防ぐため、「2020年度以降の入札においては、札入れ後に辞退を行った事業計画と同一の地点で実施する事業計画が落札された場合については、再エネ発電事業者の異同に関わらず、①辞退した回の入札価格と②過去の入札で辞退した理由を、落札価格と併せて公表する」ことを決定しました。今般の取扱いは、この意見を尊重して決定しています。 また、同意見においては、「こうした措置にも関わらず、同様の事案が引き続き発生する場合には、適正な入札実施のために入札参加者に求めている第1次保証金の増額も含めて、来年度以降の本委員会では取扱いの再検討を行う」としており、今後、この意見を尊重して対応を進める考えです。